びんごモノづくり村 感染症対策マニュアル

令和3年10月16日

1. マニュアルの作成目的

びんごモノづくり村が実施するイベントを安心・安全に実施するための感染症対策と 留意事項等をお示しするために感染症対策マニュアルを作成しました。

イベント参加者並びに関係者の皆様方におかれましては、イベント等の開催にあたっては、本マニュアルを目安として活用していただき、ここに示す感染防止の対策等を 講じていただきますようお願いします。

本マニュアルは、今後の感染状況等を踏まえ、必要に応じて内容の改訂を行う予定です。

2. 基本的な感染対策の徹底

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための広島県対処方針(令和3年10月15日改正)に基づき、以下の対策を講じるものとする。

- (1)入場時、トイレなどでの手指消毒、会場内のこまめな消毒、手洗いの奨励、屋内会場のこまめな換気。
- (2)会場内ではマスクを常時着用。
- (3)飲食用に感染防止策を行ったエリア以外での飲食の制限、休憩時間中及び大会前後の食事等による感染防止の徹底。
- (4) 検温を実施し、発熱などの症状がある場合は、イベントへの参加を認めない。
- (5)大声での会話や応援など大声を出す人がいた場合は、個別に注意・対応。
- (6) 入退場や休憩時間の会場内での密集回避(人員の配置、導線の確保など)、休憩時間 中やイベント前後の食事などでの感染防止の徹底。
- (7)参加者及び大会関係者は、「健康チェック表」を提出すること。
- (8) その他具体的な対策については、業種別ガイドラインに従うものとする。

3. 大会の開催制限について

広島県内において、感染が拡大している状況においては、イベントの開催について次のとおり取り扱うものとする。

- (1)次のいずれかに該当する場合は中止とする
 - ア) 広島県がステージIV (感染爆発) に移行した場合
 - イ) 広島県において、緊急事態宣言が発令された場合
 - ウ) イベントを実施する場所(市町村)の感染者数が著しく増加した場合
 - エ) その他主催者が中止と判断した場合
- (2)次のいずれかに該当する場合は開催を一部制限する
 - ア)ステージⅢ(感染急増)の場合
 - イ) 全国的に感染が急拡大している場合
 - ウ) 感染防止対策を講じることができないと判断した場合
 - エ) その他主催者が開催を一部制限すると判断した場合